



## 安全衛生委員会



皆様、労働安全衛生委員会をご存知でしょうか。

労働者を労働災害や健康障害から守るため、

労使が協力し事業場の労働安全衛生について話し合う会議です。

**安全衛生委員会は労働者の命を守る中枢！積極的に参加しましょう！**

### 労働安全衛生法で定められた設置対象事業所

安全委員会	衛生委員会
<p>① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当 林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)運送業の一部の業種、(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業</p> <p>② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当 製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種電気業、ガス業熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具じゅう器等、卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業</p>	<p>常時使用する労働者 50人以上の事業場 全業種</p>

\*50人以下の事業所は、安全または衛生に関する事項について、労働者に意見を聴く機会を設けなければならない。産業保健総合支援センター、地域窓口での相談が可能

### 開催時期、議事録

労働安全衛生規則に義務付けられています。忘れずに！

・毎月1回以上

・議事録を作成し、3年間保存、委員会の議事概要を労働者に周知

### 構成員

会社側	労働者側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括安全衛生管理者または事業の実施を統括管理する者など1名</li> <li>・安全管理者(安全委員会の場合)</li> <li>・衛生管理者(衛生委員会の場合)</li> <li>・産業医(衛生委員会の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に関する経験を有する労働者</li> <li>・衛生に関する経験を有する労働者</li> </ul> 

### 安全衛生について、年間計画を立てましょう

#### 一年間計画の立て方

<p>① 情報収集(安全衛生上の課題及び危険有害要因など)</p> <p>過去の災害情報、安全巡視の結果、前年度の安全衛生計画の評価結果、行政機関などからの改善の勧告・指導事項、他事業所における改善例、災害例、日誌、作業計画書、リスクアセスメントや化学物質等安全データシートなどにより特化した危険有害要因などの情報から問題点の把握</p>
<p>② 基本方針の設定</p> <p>①の情報から基本方針を作成し、トップの意見を確認する。方針は具体的に認識できるようなわかりやすく簡潔なもの</p>
<p>③ 目標の設定</p> <p>目標は定量的に示す。災害減少目標数値など(例:死亡・休業災害0、不休災害3件以下) 努力すれば達成可能な目標設定、日常の具体的な目標を定める</p>
<p>④ 計画の作成</p> <p>実施事項ごとに具体的な推進方法を月別に計画をたてる。実施担当者と進捗状況をチェックする管理者を決め、留意点も具体的に示す</p>
<p>① 計画の実施と進捗のチェック</p> <p>計画を発表する。進捗状況を定期的に(概ね3ヶ月毎)評価し、改善していく</p>

参考 厚生労働省 リーフレット 安全衛生委員会を設置しましょう

厚生労働省 佐賀労働局 安全衛生計画策定における留意事項について